●地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

雇用情勢が厳しい地域において事業所を設置・整備し（新設や既存事業所の増設、機械設備の導入を含む）それに伴い新たに地域に居住する求職者を雇い入れる場合、事業主に対して助成を行うものです。

【対象事業主要件】

- 事業所の設置・整備及び求職者の雇い入れを行う前に、福岡助成金センターに計画書※1を提出すること
- 雇用保険の適用事業所を設置すること。ただし設置・整備又は雇入れに係る施設が事業所非該当施設である場合は助成対象外
- ハローワーク等※2の紹介により地域求職者を雇用保険の被保険者として雇い入れること
- 事業所の被保険者数が増加していること
- 労働者の職場定着を図っていること
- 労働者を解雇など事業主の都合で離職させていないこと
- 労働関係法令をはじめ法令を遵守していること
- 地域の雇用構造の改善に資すると認められること

※1　計画期間（計画書の提出から事業所の設置・整備及び雇入れ完了まで）は最大 18 か月
※2　ハローワーク、地方運輸局、助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者

同意雇用開発促進地域		
地域名	構成市区町村	指定期間
福岡南地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	令和8年3月31日まで
福岡西地域	糸島市	令和7年3月31日まで
京築地域	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町	令和7年9月30日まで

※対象地域が変わる場合があります。また過疎等雇用改善地域もありますので、随時ご確認ください。　〔令和5年4月現在〕
※上記の地域以外であっても特例措置（地域活性化雇用創造プロジェクト、地方創生応援税制「企業版ふるさと納税」寄付事業主）により本助成金の対象となる場合があります。

【内容】

- 事業所の設置・整備に要した費用と、ハローワーク等の紹介により対象労働者を雇い入れた人数に応じた助成金を 1 年ごとに最大 3 回支給します。
- 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の 1/2 の額が上乗せされます。ただし創業の場合はこれらにかかわらず労働者の増加数を 2 人から対象とし、初回の支給時に（　）内の額が支給されます。

設置・整備に要した費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)人～4 人	5人～9人	10人～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円（100万円）	80万円（160万円）	150万円（300万円）	300万円（600万円）
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円（120万円）	100万円（200万円）	200万円（400万円）	400万円（800万円）
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円（180万円）	150万円（300万円）	300万円（600万円）	600万円（1,200万円）
5,000万円以上	120万円（240万円）	200万円（400万円）	400万円（800万円）	800万円（1,600万円）

※詳細については、福岡労働局　福岡助成金センター（092-411-4701）にお問い合わせください。